

介護サービス事業等の基準に関する 福岡市独自基準について

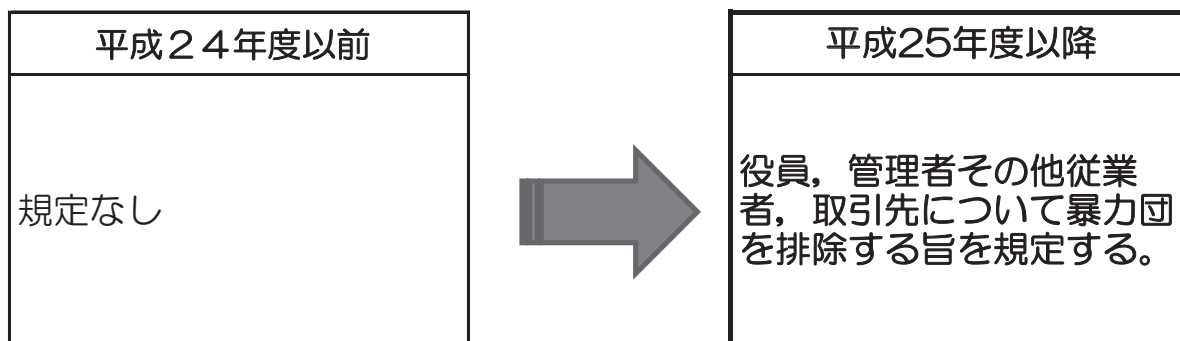
- ・特別養護老人ホーム
- ・指定介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・指定介護療養型医療施設
- ・介護医療院
- ・指定訪問介護事業所
- ・指定(介護予防)訪問入浴介護事業所
- ・指定(介護予防)訪問看護事業所
- ・指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業所
- ・居宅療養管理指導
- ・指定通所介護事業所 ・指定地域密着型通所介護事業所
- ・指定(介護予防)通所リハビリテーション事業所
- ・指定(介護予防)短期入所生活介護事業所
- ・指定(介護予防)短期入所療養介護事業所
- ・指定(介護予防)特定施設入居者生活介護
- ・指定(介護予防)福祉用具貸与事業所
- ・指定特定(介護予防)福祉用具販売事業所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・指定 地域密着型 特定施設入居者生活介護
- ・指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護

1 暴力団の排除

(1) 対象サービス

全般

(2) 平成25年度以降の対応



指定、指定更新、役員・管理者の変更があった際は、暴力団排除に関する誓約書を提出すること。

(3) 基準設置の理由及び背景

福岡市暴力団排除条例に基づき、暴力団を利することとならないよう、事務事業の全般から暴力団を排除する措置を講じる必要があるため規定したもの。

(4) 参考条文

◆福岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（暴力団員等の排除）

第17条 指定介護老人福祉施設の管理者は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

2 指定介護老人福祉施設は、その運営について、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けてはならない。

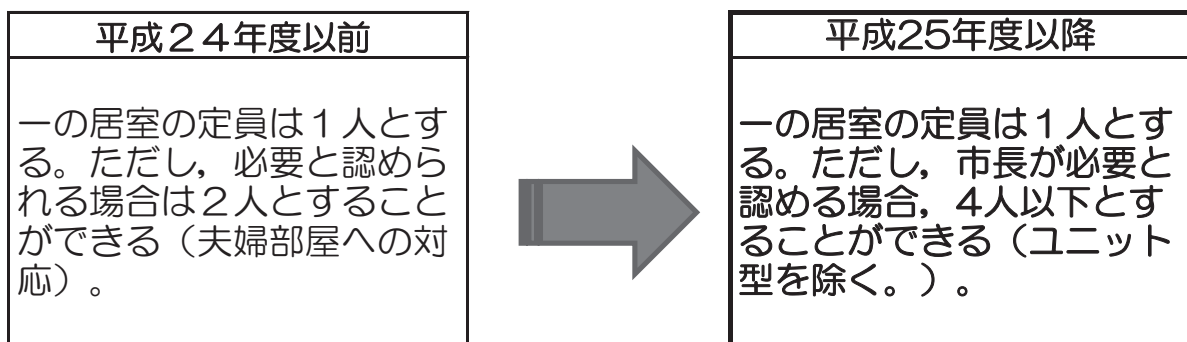
2 特別養護老人ホームの居室の定員

(1) 対象サービス

●施設系サービス

- ・特別養護老人ホーム
- ・介護老人福祉施設
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(2) 平成25年度以降の対応



【既存施設への経過措置】

平成25年4月1日に現に存在する上記対象サービスを行う施設（基本的な設備が完成しているものを含み、平成25年4月1日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、「1人とする。ただし、市長が必要と認める場合は、4人以下とすることができる」とあるのは、「4人以下とする」とする。

(3) 基準設置の理由及び背景

居室の定員は「1人」とされているが、現に多床室に入居している利用者の負担増等から、施設の改築・改修にあたり多床室が必要な状況も想定されるため、例外として4人以下とすることができる内容を規定したもの。

(4) 参考条文

◆福岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例 第6条

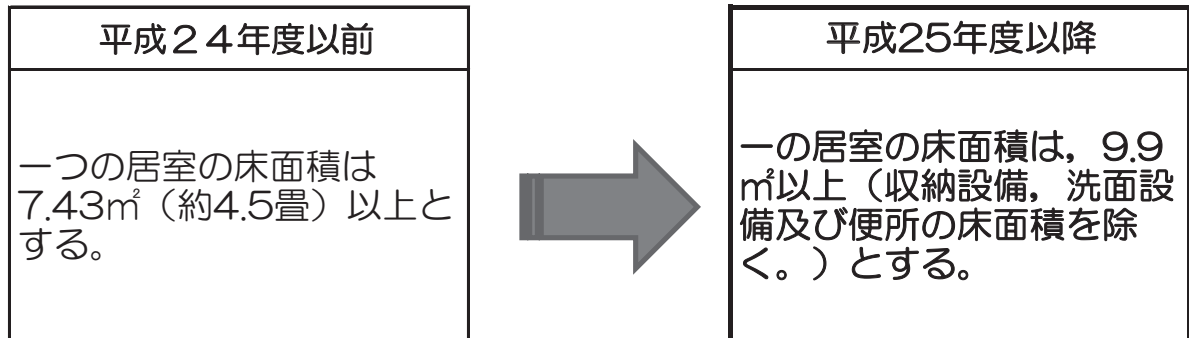
- 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上市長が必要と認める場合は、4人以下とすることができる。

3 グループホームの居室の面積

(1) 対象サービス

- （介護予防）認知症対応型共同生活介護

(2) 平成25年度以降の対応



【既存事業所への経過措置】

平成25年4月1日に現に存在する指定認知症対応型共同生活介護事業所（基本的な設備が完成しているものを含み、平成25年4月1日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、「内法による測定で、9.9㎡以上（収納設備、洗面設備及び便所の床面積を除く。）とあるのは、「7.43㎡以上」とする。

(3) 基準設置の理由及び背景

グループホームは住まいであり、使い慣れた家具等を持ち込むスペースを確保する必要があるため、9.9㎡以上と規定したもの。

なお、当該基準については、平成21年度から公募の要件としている。

(4) 参考条文

- ◆福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則

第78条

(2) 居室

ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

イ 一の居室の床面積は、内法による測定で、9.9平方メートル以上（収納設備、洗面設備及び便所の床面積を除く。）とすること。

4 多床室におけるプライバシーの配慮

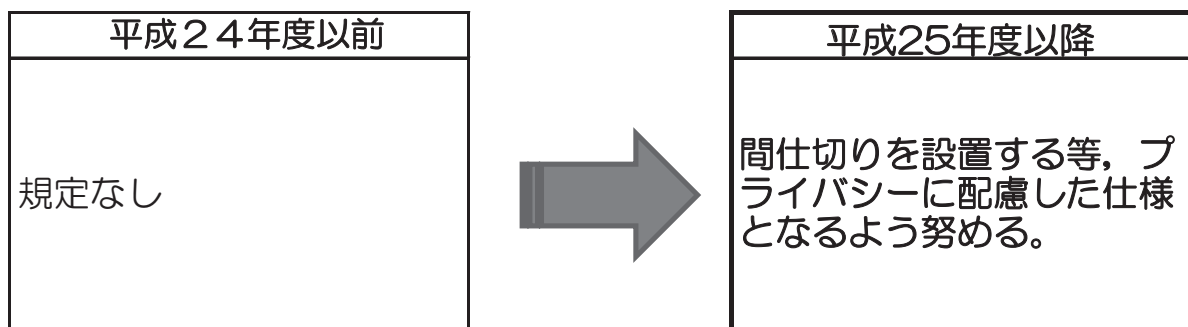
(1) 対象サービス

- 施設系サービス

- ・特別養護老人ホーム
- ・介護老人福祉施設
- ・介護療養型医療施設
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- （介護予防）短期入所生活介護

(2) 平成25年度以降の対応



(3) 基準設置の理由及び背景

プライバシー保護の意識が高まっている現状を踏まえ、多床室においても、間仕切り、カーテン等の設置によりプライバシーに配慮するよう規定したもの。ただし、間仕切り等の設置は、採光やスペースを考慮して行う必要があることから、努力規定としたもの。

(4) 参考条文

◆福岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例
施行規則

第4条

(1) 居室

- ウ 間仕切りの設置等、入所者同士の視線の遮断の確保に配慮したものとなるよう努めること。

5 浴室，トイレの構造

(1) 対象サービス

●施設系サービス

- ・特別養護老人ホーム
- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・介護医療院

(2) 平成25年度以降の対応

平成24年度以前		平成25年度以降
【浴室】 ・身体の不自由な者が入浴するのに適したものとする。 ・一般浴槽のほか，入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設ける。 【便所】 ・居室等のある階ごとに設ける。 ・ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに，身体の不自由な者が使用するのに適したものとする。 ・常夜灯を設ける。		規定に追加して，浴室，便所の出入口の幅等を，介護者を考慮した内法1 m以上とする。

【既存施設への経過措置】

平成25年4月1日に現に存在する上記対象サービスを行う施設（基本的な設備が完成しているものを含み，平成25年4月1日以後に増築され，又は全面的に改築された部分を除く。）については，適用しない。

(3) 基準設置の理由及び背景

介護が必要な車いす利用の入所者が浴室，トイレを使用する際に，支障なく設備を利用できるようにするため，各出入口の有効開口幅を介護者を考慮した幅1 m以上（「福岡市福祉のまちづくり条例整備マニュアル」により望ましいとされる幅（90cm）に介護者を考慮したもの。）とすることを規定したもの。

なお，特別養護老人ホームについては，平成23年度から当該基準を公募の要件としている。

(4) 参考条文

- ◆福岡市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営の基準等を定める条例施行規則
第4条
(3) 浴室
イ 出入口の幅は，内法による測定で，1メートル以上とすること。
(5) 便所
ウ 出入口の幅は，内法による測定で，1メートル以上とすること。

6 トイレの設置

(1) 対象サービス

●通所系サービス

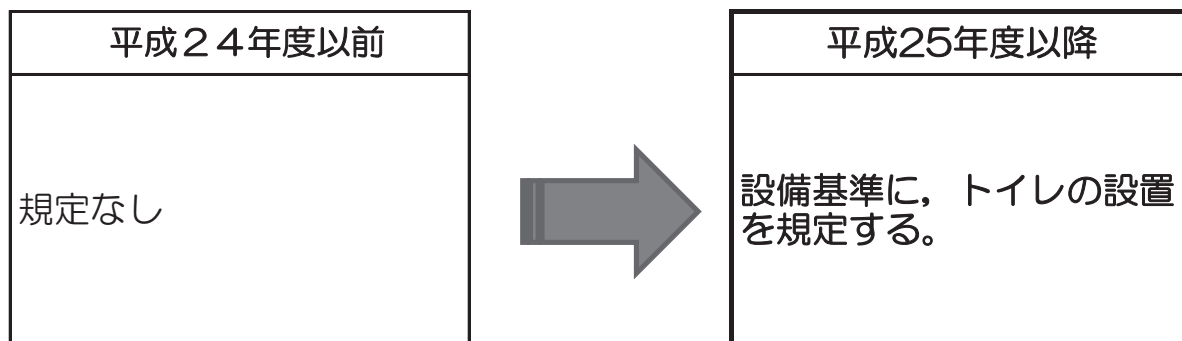
- ・通所介護
- ・（介護予防）通所リハビリテーション
- ・（介護予防）認知症対応型通所介護

●（介護予防）小規模多機能型居宅介護

●（介護予防）認知症対応型共同生活介護

●複合型サービス

(2) 平成25年度以降の対応



【既存事業所への経過措置】

平成25年4月1日に現に存在する上記対象サービスを行う事業所（基本的な設備が完成しているものを含み、平成25年4月1日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、適用しない。

(3) 基準設置の理由及び背景

通所系サービス等についても、日常生活上必要であるため、トイレの設置について規定したもの。

※施設系サービス、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護には規定あり。

(4) 参考条文

- ◆福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例
第54条 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室、事務室及び便所を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

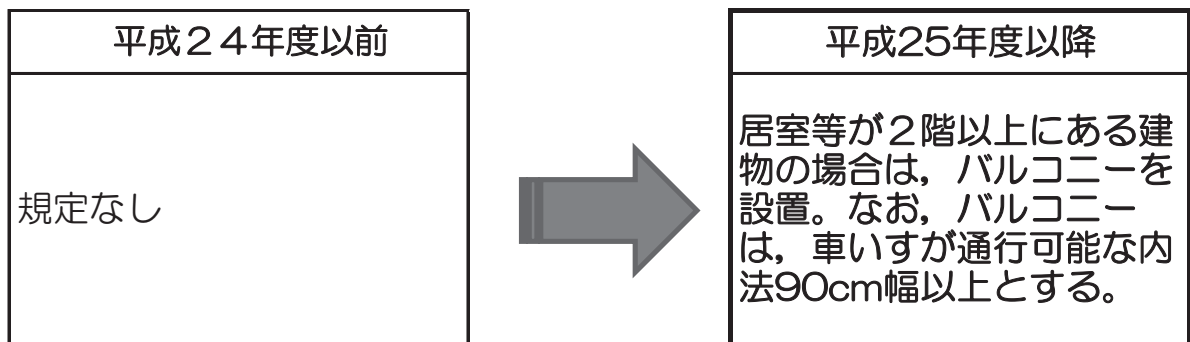
7 バルコニーの設置

(1) 対象サービス

●施設系サービス

- ・特別養護老人ホーム
- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・介護医療院

(2) 平成25年度以降の対応



【既存施設への経過措置】

平成25年4月1日に現に存在する上記対象サービスを行う施設（基本的な設備が完成しているものを含み、平成25年4月1日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、適用しない。

(3) 基準設置の理由及び背景

バルコニーは、非常災害時に一時避難場所や避難経路となり、安全性確保の観点から規定したもの。居室・静養室等が2階以上の場合に、避難、救出等に有効なものを設けることとし、当該バルコニーの幅は、車いすが通行可能な90cm以上とする。

なお、特別養護老人ホームについては、平成22年度から当該基準を公募の要件としている。

(4) 参考条文

- ◆福岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例
施行規則
第4条

(9) バルコニー

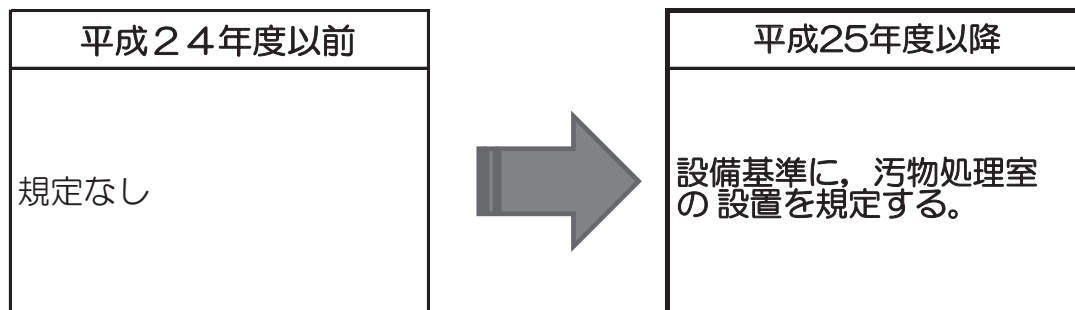
- ア 居室、静養室等が2階以上の階にある場合は、各階に非常災害に際して避難、救出その他必要な行為に有効となるように設けること。
- イ 幅は、内法による測定で、90センチメートル以上とすること。

8 汚物処理室の設置

(1) 対象サービス

- 施設系サービス
 - ・介護老人福祉施設
 - ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - ・軽費老人ホーム
- 居住系サービス
 - ・（介護予防）特定施設入居者生活介護
 - ・地域密着型特定施設入居者生活介護
 - ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護
- （介護予防）小規模多機能型居宅介護事業
- 複合型サービス

(2) 平成25年度以降の対応



【既存施設への経過措置】

平成25年4月1日に現に存在する上記対象サービスを行う事業所（基本的な設備が完成しているものを含み、平成25年4月1日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、適用しない。

(3) 基準設置の理由及び背景

施設系サービス、居住系サービス等についても、感染症予防の観点から衛生管理上必要であるため、汚物処理室の設置について規定したものの。

※介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、介護医療院
養護老人ホーム、短期入所生活介護には規定あり。

(4) 参考条文

◆福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（設備及び備品等）

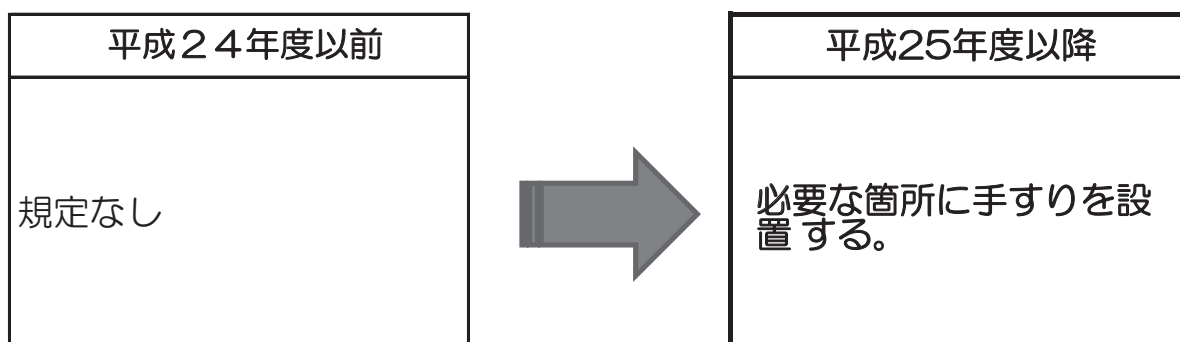
第45条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、便所及び汚物処理室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

9 手すりの設置

(1) 対象サービス

全般〔訪問系サービス，福祉用具サービス，居宅介護支援及び介護療養型医療施設を除く。〕

(2) 平成25年度以降の対応



※ 手すりが必要な箇所
(例) 階段，廊下，トイレ，浴室，脱衣室等

(3) 基準設置の理由及び背景

施設・居住系サービス等においても，安全性確保の観点から必要な箇所に手すりの設置を規定したもの。

※ 特別養護老人ホームには規定あり。

(4) 参考条文

◆福岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営の基準等を定める条例
施行規則

第66条 条例第54条第1項に定める設備の基準は，次のとおりとする。

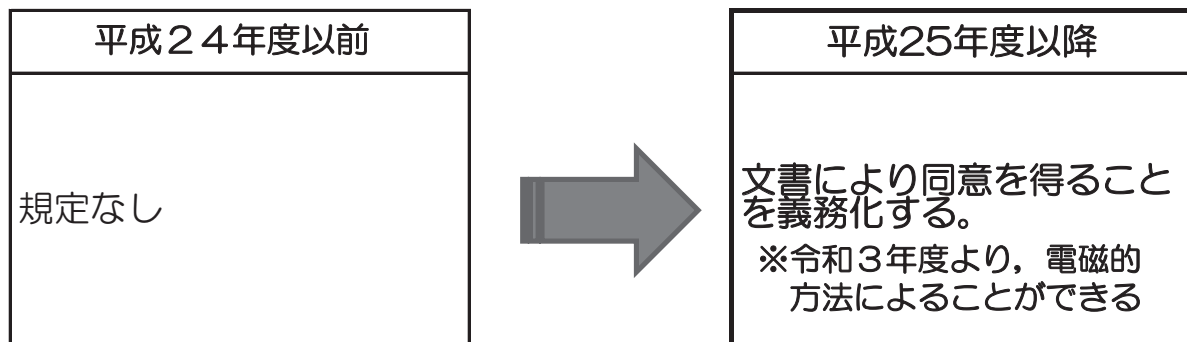
(3) 手すり 利用者の安全性を確保するために必要な箇所に設けること。

10 サービスの開始時等における利用申込者の同意

(1) 対象サービス

全般（養護老人ホームを除く。）

(2) 平成25年度以降の対応



- ① サービス提供を開始するに当たっては、必ず、文書による同意を得ること。
- ② サービス計画等の内容について、必ず、文書による同意を得ること。
- ③ 利用者等の署名・押印は求めないことが可能だが、求めない場合は代替手段を明記すること。

(3) 基準設置の理由及び背景

口頭での契約であっても契約は成立するため、現行では書面による同意までは求められていないが、軽費老人ホーム等を除くサービスにおいても、入所者（利用者）と施設（事業者）の双方を保護する観点から必要であるため、軽費老人ホーム等にあわせて規定したもの。

※ 軽費老人ホーム・特定施設には規定あり。

(4) 参考条文

- ◆福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（内容及び手続の説明及び同意）

第9条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について文書により利用申込者の同意を得なければならない。

- ◆福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則

（訪問介護計画の作成）

第18条

3 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

11 サービス提供記録の利用者への提供

(1) 対象サービス

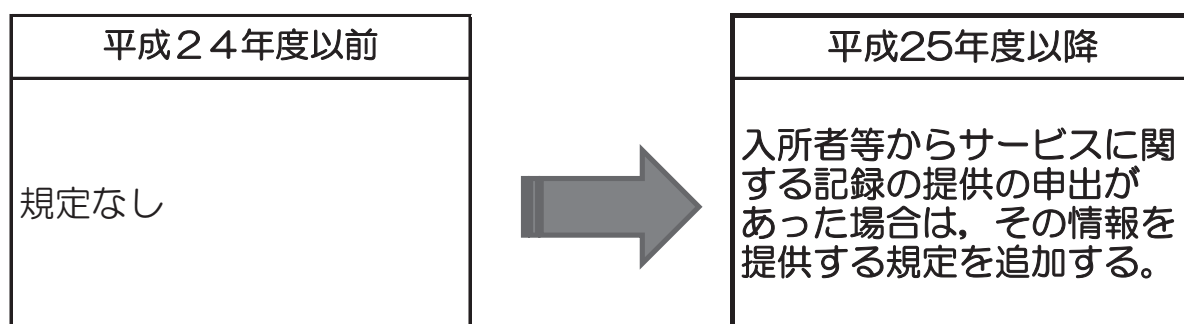
●施設系サービス

- ・特別養護老人ホーム
- ・介護療養型医療施設
- ・養護老人ホーム
- ・介護老人福祉施設
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・軽費老人ホーム
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院

●居住系サービス

- ・（介護予防）特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護

(2) 平成25年度以降の対応



文書の交付等に当たっては、他の入所者等の個人情報に留意するなど、適宜適切な方法により行うこと。

また、「その他適切な方法」とは、例えば、入所者等の用意する手帳等に記載するなどの方法が考えられる。

なお、厚生労働省作成の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等も参考にすること。

(3) 基準設置の理由及び背景

施設・短期入所サービスにおいても、入所者等からサービス提供に関する記録の提供の申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を提供することは必要であるため、在宅・通所系サービスにあわせて規定したもの。

※ 在宅系サービスには規定あり（居住系を除く。）。

(4) 参考条文

◆福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例施行規則
（記録の整備）

第7条

3 特別養護老人ホームは、入所者から前項第2号に掲げる記録に係る情報の提供の申出があった場合には、当該記録の写しの交付その他適切な方法により、提供しなければならない。

12・13 サービスの取扱方針

※やむを得ず身体拘束を行う
場合の要件・手続等の明確化

(1) 対象サービス

●施設系サービス

- ・特別養護老人ホーム
- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム
- ・介護医療院

●居住系サービス

- ・（介護予防）特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護

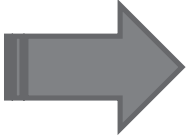
●（介護予防）短期入所生活介護

●（介護予防）短期入所療養介護

●（介護予防）小規模多機能型居宅介護

●複合型サービス

(2) 平成25年度以降の対応

平成24年度以前		平成25年度以降
入所者等又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。		・緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の要件及び同要件の有無を判断する組織（体制）を明確化する ・入所者等又はその家族からの文書による同意を得る。※令和3年度より、電磁的方法によることができる。 ・身体拘束廃止に向けた検討（取組み）を行う。 等

① 従来より、「身体拘束ゼロ作戦」の推進について

（※1）や「身体拘束ゼロへの手引き」（※2）で示された内容に基づき、身体拘束の実施の可否を判断しており、これらの要件等を条例等に規定したもの。

※1 「身体拘束ゼロ作戦」の推進について

（平成13年4月6日老発第155号厚生労働省老健局長通知）

※2 「身体拘束ゼロへの手引き」

（厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）

② 身体拘束廃止委員会

身体拘束廃止委員会（施設長（管理者）をトップとして、看護・介護職員や介護支援専門員などの多職種で組織したチーム）において、「緊急やむを得ない場合」への該当性の判断のほか、当該施設等における身体拘束廃止に関する研修の実施や参考事例の検討等による職員への意識啓発等を行うこと。

なお、「緊急やむを得ない場合」への該当性の判断については、担当の職員個人等で行わず、施設（事業所）全体で判断することが重要である。（令和3年度より、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）

※「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件（すべて満たすことが必要）

区分	内容	判断時の留意点
切迫性	利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。	身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響等を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを、確認すること。
非代替性	身体拘束以外に代替する介護方法がないこと。	まずは、身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数の職員で確認すること。 また、拘束の方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行わなければならないこと。
一時性	身体拘束が一時的なものであること。	本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定すること。

③ 身体拘束廃止委員会等において身体拘束が必要であると判断した場合は、実際に身体拘束を行う前に、入所者等又はその家族に対し、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等ができる限り詳細に説明し、十分な理解を得るように努めたうえで、文書により同意を得ること。（同意については利用者等の署名・押印は求めないことが可能だが、求めない場合は代替手段を明記すること。）

なお、身体拘束を延長する判断を行った場合についても、同様のプロセスを経る必要があることに留意すること。

④ 緊急やむを得ず身体拘束を行っている場合であっても、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しないと判断した場合は、直ちに解除すること。なお、この場合には、実際に身体拘束を一時的に解除して状態を観察するなどの対応が重要であることに留意すること。

(3) 基準設置の理由及び背景

身体拘束廃止への取り組み姿勢を明示して廃止に取り組むことは、高齢者の尊厳、生活の質の維持・向上のため不可欠である。また、やむを得ず実施する際の手続きを明記することで、手続きの遵守が一層図られるため規定したもの。

(4) 参考条文

◆福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例 (処遇の方針)

第9条

- 4 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 前項の緊急やむを得ない場合とは、身体拘束廃止委員会（施設長及び入所者の処遇を担当する者から構成され、身体的拘束等に係る判断、身体的拘束等の適正化のための対策その他必要事項について検討を行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。以下同じ。）が次のいずれにも該当すると判断した場合とする。
 - (1) 入所者又は他の入所者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。
 - (2) 身体的拘束等を行う以外に当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するための手段がないこと。
 - (3) 身体的拘束等が一時的なものであること。
- 6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行うに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 前項の規定による身体拘束廃止委員会の判断の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該身体的拘束等が必要な理由、その態様、時間その他必要な事項について入所者又はその家族に対して説明した上で、文書により入所者の同意を得ること。
 - (3) 当該身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに第4項の緊急やむを得ない場合の具体的内容を記録すること。
- 7 特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行っている場合にあっては、その間、当該身体的拘束等が第5項各号に定める要件のいずれにも該当するかについて判断するため、身体拘束廃止委員会を必要に応じ随時開催しなければならない。

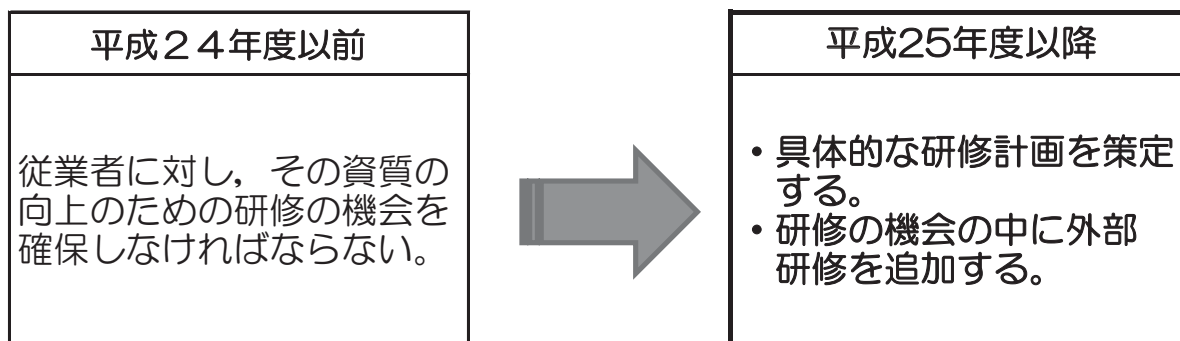
この場合において、当該身体的拘束等が同項各号に定める要件のいずれかに該当しないと判断されたときは、直ちに当該身体的拘束等を廃止するものとする。
- 8 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束廃止委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

14・16 研修機会の確保

(1) 対象サービス

全般

(2) 平成25年度以降の対応



研修計画の策定に当たっては、「事故発生の防止のための研修」や「感染症等の予防等に関する研修」、身体拘束廃止への取組み、高齢者虐待の防止、褥瘡対策、看取り介護等、条例等に従い、各サービスの提供上必要と考えられる内容を盛り込むこと。

また、研修計画については、研修を計画的に行うため、事業年度の開始までに作成しておくことが望ましい。

(3) 基準設置の理由及び背景

- ① 従業者の資質の向上を図り、より適切な利用者処遇を行うためには、具体的な研修計画を策定し、各種研修を計画的に実施することが重要なため規定したもの。
- ② 従業者の資質の向上を図るためにも、外部研修は有効なものと考えられるため規定したもの。

(4) 参考条文

◆福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例施行規則
(勤務体制の確保等)

第19条

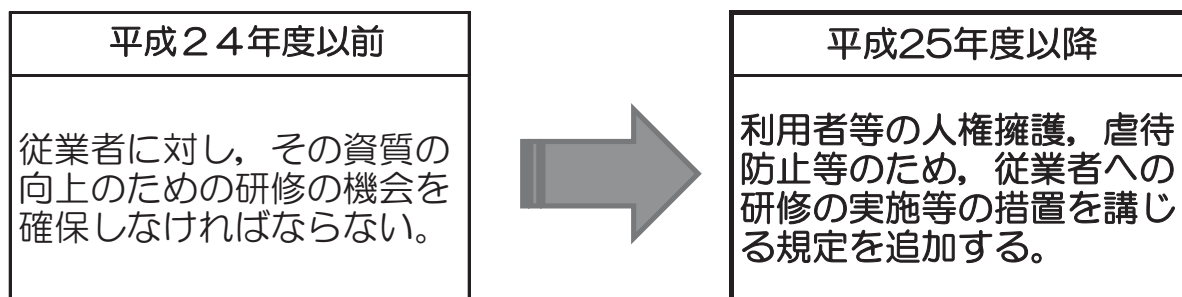
3 特別養護老人ホームは、職員の具体的な研修計画を策定するとともに、職員に対し、研修機関又は当該特別養護老人ホームが実施する研修その他その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

15 研修機会の確保

(1) 対象サービス

全般

(2) 平成25年度以降の対応



人権の擁護、高齢者虐待の防止への取組み等に関する研修を定期的に（年1回以上）行うこと。また、身体拘束廃止に取り組む研修については、通所系は年1回以上、居住系及び施設系は年2回以上行うこと。なお、高齢者虐待防止に関する研修においては、介護職員その他の従業者に対し虐待を受けたと思われる利用者等を発見した場合には、福岡市に通報する義務があること、通報したことで解雇その他不利益な取扱いを受けないこと等についても周知徹底を図ること。

【参考】

◆高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
第20条

養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(3) 基準設置の理由及び背景

利用者等の人権の擁護、高齢者虐待防止等の一層の徹底を図るため規定したもの。

(4) 参考条文

◆福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例施行規則
（勤務体制の確保等）

第19条

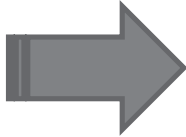
4 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、高齢者虐待（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第5項に規定する養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。以下同じ。）の防止等のため、職員に対し、研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。

17 非常災害対策

(1) 対象サービス

施設系サービス等	●施設系サービス ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・介護医療院 ・特別養護老人ホーム ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ●居住系サービス ・（介護予防）特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護 ●（介護予防）短期入所生活介護 ●（介護予防）短期入所療養介護
通所系サービス等	●通所系サービス ・通所介護 ・（介護予防）通所リハビリテーション ・（介護予防）認知症対応型通所介護 ●（介護予防）小規模多機能型居宅介護 ●複合型サービス

(2) 平成25年度以降の対応

平成24年度以前		平成25年度以降
非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。		●施設系サービス等 想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ具体的計画を策定することの規定を追加する。 ●通所系サービス等 想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ具体的計画を策定することの努力規定を追加する。

- ① 非常災害対策については、災害の種類（例：火災・地震・風水害等）によって、予想される被害や取るべき対応が異なる。
 そのため、事業所の立地条件・設備・利用者等の状況などから、それぞれの災害について、起こりうる被害等を想定し、個別に行動手順等を示した計画を作成すること。

- ② 計画に盛り込む具体的な内容を検討するに当たっては、次のマニュアル等を参考にすること。
- ・「介護サービス事業所等のための防災計画策定の手引き」

(<https://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/48024/1/kaigosa-bisuzigyousyotounotamenobousaikaikakusakuteinotebiki.pdf?20200722132244>)

- ・「高齢者福祉施設等 防災計画策定マニュアル」
(福岡県保健医療介護部)

(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/bousai-16.html>)

(3) 基準設置の理由及び背景

施設系サービス等では、多くの要介護者・要支援者が入所しており、平成23年の東日本大震災の教訓を踏まえ、非常時災害対策をさらに推進し、有効なものとする必要がある。そのため、予想される災害の種別（火災・地震・風水害等）に応じて、事業所の立地条件や入居者の状況等を検討した個別の計画を策定することを規定したもの。

また、通所系サービス等では、要介護者・要支援者が長時間滞在しており、災害の種別に応じた個別の計画を策定することについて努力規定としたもの。

(4) 参考条文

①施設系サービス等

- ◆福岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例
(非常災害対策)

第13条 指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する具体的計画を立てる際には、想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ立てなければならない。

②通所系サービス等

- ◆福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例
(非常災害対策)

第56条 指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。

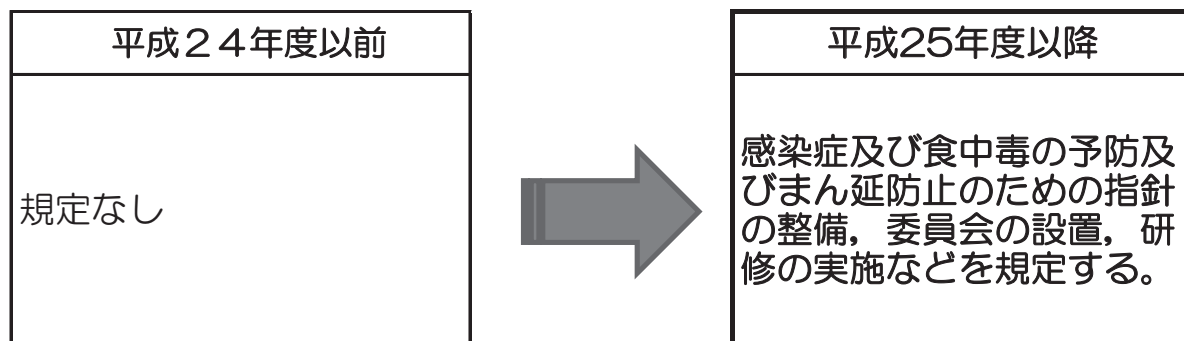
2 指定通所介護事業者は、前項に規定する具体的計画を立てる際には、想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ立てよう努めなければならない。

18 衛生管理等

(1) 対象サービス

- ・（介護予防）特定施設入居者生活介護
- ・（介護予防）短期入所生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・（介護予防）短期入所療養介護

(2) 平成25年度以降の対応



- ① 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針
指針には，平常時の対策，発生時の対応等を規定すること。
- ア 平常時の対策の内容
- ・事業所内の衛生管理
（環境整備，排泄物の処理，血液・体液の処理等）
 - ・日常のケアにかかる感染対策
（標準的な予防策（例えば，血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき，傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め），手洗いの基本，早期発見のための日常の観察項目）等
- イ 発生時の対応の内容
- ・発生状況の把握
 - ・感染拡大の防止
 - ・関係機関との連携
（医療機関，保健所，市町村における事業所関係課等）
 - ・医療処置
 - ・行政への報告 等
- ウ その他
- ・発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し，明記すること。
 - ・上記項目の記載内容の例については，「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」を参照すること。
（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/ninchi/index_00003.html）

- ② 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（令和3年度より、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）

ア 当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、管理者、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養士、生活相談員）により構成すること。

なお、事業所外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

イ 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくこと。

なお、感染対策担当者は看護師であることが望ましい。

ウ 感染対策委員会は、入所者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期的開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催すること。

なお、感染対策委員会は、運営委員会など事業所内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、事故発生の防止のための委員会については、関係する職種、取り扱う事項等が感染対策委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。

- ③ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修

ア 介護職員その他の職員に対する「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする

こと。

イ 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要であることに留意すること。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、事業所の指針が周知されるようにすること。

ウ 研修の実施内容についても記録することが必要である。

なお、研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。

- ④ 事業所は、入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要であるが、その結果感染症や既往であっても、一定の場合を除き、サービス提供を断る正当な理由には該当しないものである。こうした者が入所する場合には、感染対策担当者は、介護職員その他の職員に対し、当該感染症に関する知識、対応等について周知することが必要であること。

- ⑤ 介護保険施設等と一体的に運営が行われている場合、併設事業所がある場合等は、上記内容について、一体的に委員会を開催すること等として差し支えないが、サービス種別の違い等を踏まえて、適切に判断すること。

- ⑥ 「市長が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」については、次の通知を確認すること。
- ・「市長が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」（平成25年3月29日付け保高第1827号）

(3) 基準設置の理由及び背景

特定施設や短期入所においても、感染症や食中毒が一定程度集団発生しており、特別養護老人ホーム等と同水準の衛生管理の徹底を図る必要があるため規定したもの。

※介護老人福祉施設、介護老人保健施設、養護老人ホーム等には規定あり。

(4) 参考条文

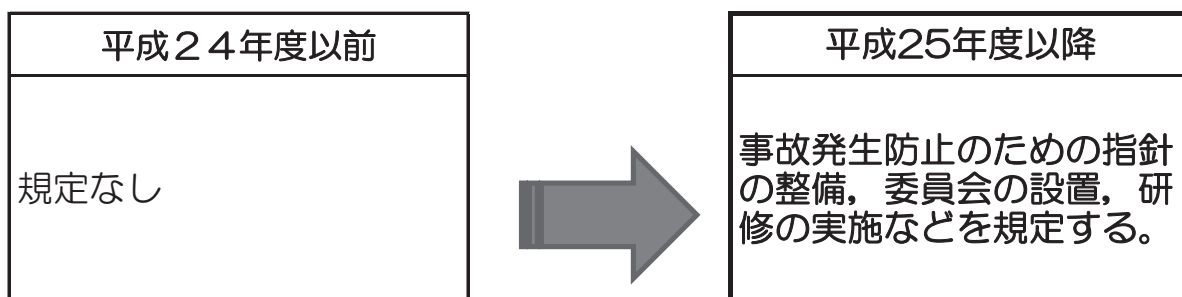
- ◆福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める
条例施行規則
（衛生管理等）
第111条
- 2 指定短期入所生活介護事業者は、その指定短期入所生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむ3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、別に市長が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

19 事故発生の防止及び発生時の対応

(1) 対象サービス

- ・（介護予防）特定施設入居者生活介護
- ・（介護予防）短期入所生活介護
- ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・（介護予防）短期入所療養介護

(2) 平成25年度以降の対応



① 事故発生の防止のための指針

指針には、次のような項目を盛り込むこと。

- ア 事業所における介護事故の防止に関する基本的考え方
- イ 介護事故の防止のための委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ウ 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針
- エ 事業所内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておくとなれば介護事故に結びつく可能性が高いもの（以下「介護事故等」という。）の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針
- オ 介護事故等発生時の対応に関する基本方針
- カ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- キ その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針

② 事実の報告及びその分析を通じた改善策の職員に対する周知徹底

事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、介護事故等について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して職員の懲罰を目的としたものではないことに留意すること。

なお、具体的には、次のようなことを想定している。

- ア 介護事故等について報告するための様式を整備すること。
- イ 介護職員その他の職員は、介護事故等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、介護事故等について報告すること。

- ウ ③の事故発生の防止のための委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。
- エ 事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、防止策を検討すること。
- オ 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。
- カ 防止策を講じた後に、その効果について評価すること。

③ 事故発生の防止のための委員会（令和３年度より、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）

- ア 「事故発生の防止のための委員会」（以下「事故防止検討委員会」という。）は、介護事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討する委員会であり、委員会の構成メンバーは幅広い職種（例えば、管理者、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成する。
- イ 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の安全対策を担当する者を決めておくこと。
- ウ 事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、感染対策委員会については、関係する職種、取り扱う事項等が事故防止検討委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。なお、事故防止検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。
- エ 事故防止検討委員会に事業所外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

④ 事故発生の防止のための職員に対する研修

- ア 介護職員その他の職員に対する事故発生の防止のための研修の内容としては、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づき、安全管理の徹底を行うこと。
- イ 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を実施することが重要であることに留意すること。
- ウ 研修の実施内容についても記録することが必要であること。
なお、研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えないこと。

⑤ 損害賠償

事業所は、賠償すべき事態となった場合には、速やかに賠償しなければならない。そのため、損害賠償保険に加入しておくか若しくは賠償資力を有することが望ましい。

⑥ 併施設等との一体的な委員会運営等

介護保険施設等と一体的に運営が行われている場合、併設事業所がある場合等は、一体的に事故発生防止のための委員会を開催すること等として差し支えないが、サービス種別の違い等を踏まえて、適切に判断すること。

(3) 基準設置の理由及び背景

特定施設・短期入所・グループホームにおいても、事故が一定程度発生しており、特別養護老人ホーム等と同水準の事故防止の徹底を図る必要があるため規定したもの。

※介護老人福祉施設、介護老人保健施設、養護老人ホーム等には規定あり。

(4) 参考条文

◆福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第88条 指定短期入所生活介護事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

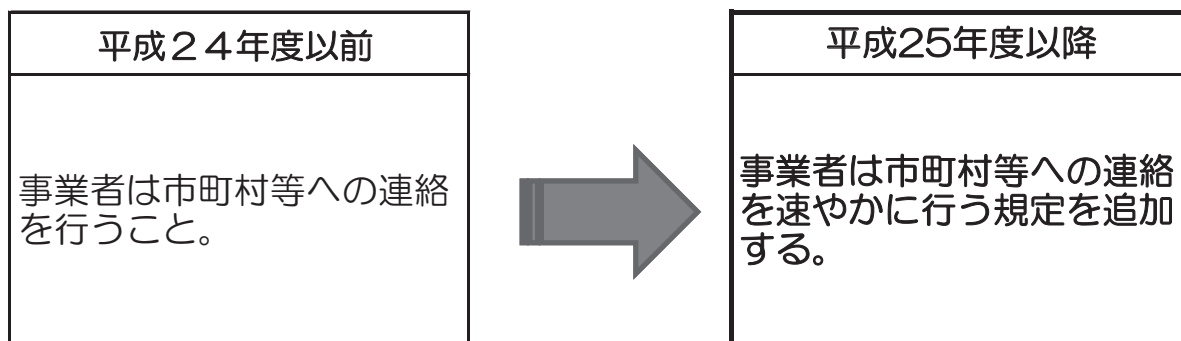
- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その事実が報告されるとともに、当該事実の分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定短期入所生活介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

20 事故発生時の対応

(1) 対象サービス

全般（施設系サービスを除く。）

(2) 平成25年度以降の対応



(3) 基準設置の理由及び背景

在宅系サービス等においても、事故発生時の対応では速やかな対応が必要なため、施設系サービスとあわせて規定したもの。

※施設系サービスには規定あり。

(4) 参考条文

◆福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例

（事故発生時の対応）

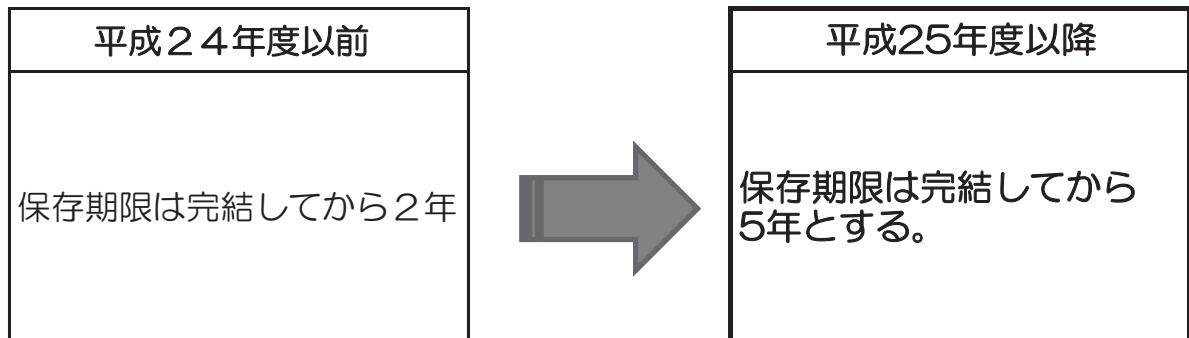
第16条 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

21 サービス提供記録等の保存期限

(1) 対象サービス

全般

(2) 平成25年度以降の対応



(3) 基準設置の理由及び背景

介護報酬過払いの場合（不正請求の場合を含まない。）の返還請求の消滅時効は、公法上の債権であることから、地方自治法第236条第1項の規定により5年となることを踏まえ、関係書類の保存期限を5年に延長したもの。

また、苦情申出や事故発生時の対応等についても、後日、関係書類が必要となる事態に備えて、それらの保存期限も5年に延長したもの。

(4) 参考条文

◆福岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例
施行規則

（記録の整備）

第32条

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 施設サービス計画

(2) 第9条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 条例第10条第6項第3号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない場合の具体的内容の記録

(4) 第20条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 条例第15条第2項に規定する苦情の内容等の記録

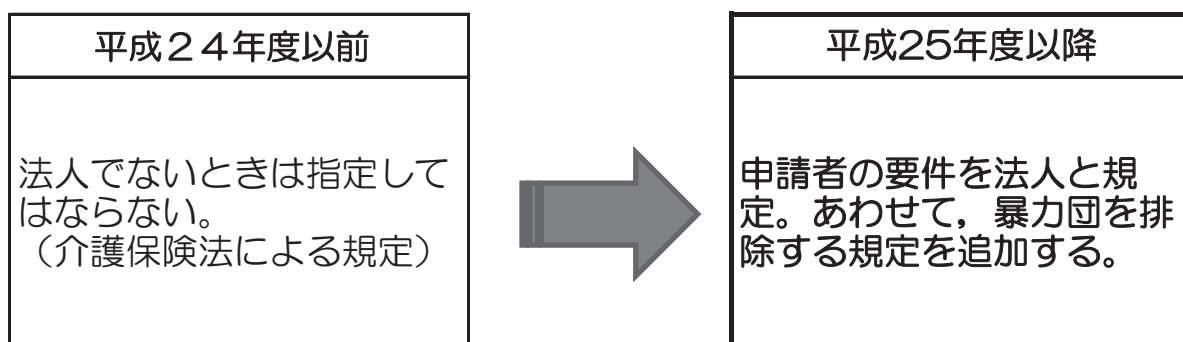
(6) 条例第16条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

22 申請者の基準

(1) 対象サービス

- 居宅サービス
- 地域密着型サービス

(2) 平成25年度以降の対応



(3) 基準設置の理由及び背景

改正前の介護保険法で規定されていた基準（法人であること）を変更する特段の事由はないことから、この基準を福岡市の基準としたもの。
あわせて、暴力団を排除する規定を追加したもの。

(4) 参考条文

- ◆福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例

（申請者の要件）

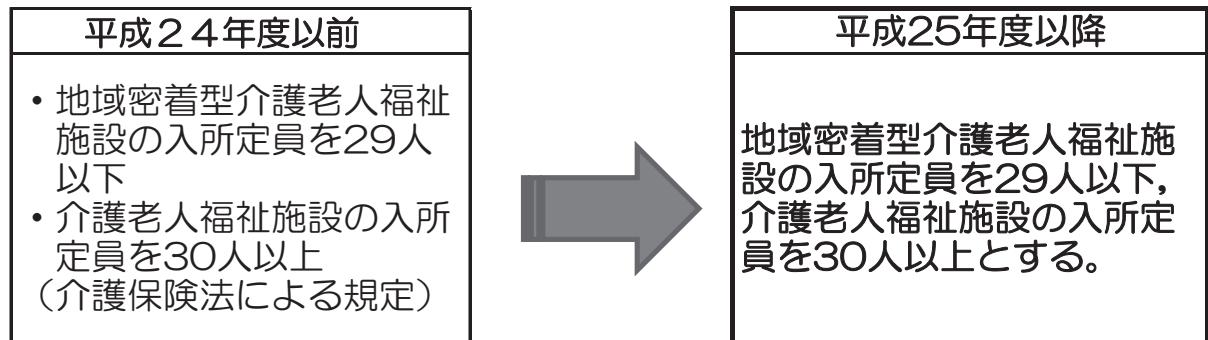
第4条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人（福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）を役員とするもの及び同条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員と密接な関係を有するものを除く。）とする。ただし、病床を有する診療所により行われる看護小規模多機能型居宅介護に係る指定の申請（暴力団員、暴力団員を役員とする団体及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者によるものを除く。）については、この限りでない。

23 特別養護老人ホームの入所定員

(1) 対象サービス

- ・介護老人福祉施設
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(2) 平成25年度以降の対応



(3) 基準設置の理由及び背景

改正前の介護保険法で規定されていた基準（①地域密着型介護老人福祉施設の入所定員は29人以下 ②介護老人福祉施設の入所定員は30人以上）を変更する特段の事由はないことから、この基準を福岡市の基準としたもの。

(4) 参考条文

- ◆福岡市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営の基準等を定める条例（入所定員）
第4条 法第86条第1項の条例で定める数は，30人以上とする。
- ◆福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営の基準等を定める条例（入所定員）
第73条 法第78条の2第1項の条例で定める数は，29以下とする。

各項目にある参考条文は主たる事業のものを掲載しています。

関係条例等は下記のとおりとなりますので、それぞれご確認ください。

- 福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例及び施行規則
- 福岡市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営の基準等を定める条例及び施行規則
- 福岡市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営の基準を定める条例及び施行規則
- 福岡市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営の基準を定める条例及び施行規則
- 福岡市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営の基準を定める条例及び施行規則
- 福岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営の基準等を定める条例及び施行規則
- 福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営等の基準等を定める条例及び施行規則
- 福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営の基準等を定める条例及び施行規則
- 福岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営等の基準等を定める条例及び施行規則

なお、関係条例等は『福岡市ホーム＞健康・医療・福祉＞高齢・介護＞事業者の方へ＞各種手続き・運営指導に関すること＞運営指導・監査＞介護サービス事業等の基準等に係る福岡市条例等について』

又は

『https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigyousyasido/health/00/05/5-010112_2.html』

に掲載されています。